

処分年月日	2025年8月12日
処分内容	二級不都合行為者の取扱い
行為者が所属する協会員又は金融商品仲介業者の名称	東海東京証券株式会社
法令等違反行為の概要	<p><b>【顧客資産の着服】</b></p> <p>当該協会員の元外務員甲は、顧客に対して、債券からSTOへの乗換えを提案したところ、買付の了承を得た。その際、甲は、入社当時から借金を抱え、借金の返済に切羽詰まっていたことから、顧客から金銭を詐取することを考え、顧客に対して、「STOは取引残高報告書には記載されない。通常の債券や投資信託等とは別管理している。現金でないと買付できない。面倒な手続きはこちらで行う。」等の虚偽の説明を行い、顧客から受け取った現金を自身の借金返済及び遊興費に費消した。</p> <p>その後も甲は、顧客に対して、金銭詐取を目的に社債からSTOへの乗換えを提案し、同意を得ると、同様の手口で顧客から現金を受け取り、自身の借入金返済や生活費、遊興費等に費消した。</p> <p>このようにして、甲は、顧客から複数回にわたり、顧客の金銭を着服した。</p>
発見の端緒	外部からの連絡等をきっかけとして社内調査を行ったことにより判明
参考情報	<p>当該協会員では、再発防止策として、例えば、以下の対応を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「社員が現金やカードを預かることや暗証番号を伺うことはない」などの内容を記載した注意文を当社ホームページに掲載するとともに、取引残高報告書と併せて書面で顧客に送付する。</li> <li>・他部店（前任部店等）の顧客からの問合せや勤務態度・生活行動の変化などの有無について、営業管理職が動態管理を実施し、コンプライアンス部門へ報告する。</li> <li>・連続休暇取得時のコンプライアンスチェックについて、顧客への確認にあたっては、不祥事の早期発見を目的とすることを明確に顧客に伝え、不正行為等に係る具体的な質問内容により確認を行う。</li> <li>・定期的実施している自己申告書において、自己の「借入金の有無」、また、自己以外の従業員に関して「部店内に身なりが派手であったり、高価な持ち物が過度に増加している者がいるか」、「部店内に個人的な金銭の貸し借りをしている者がいるか」などを申告させている。</li> </ul>